

第6章 基本施策（素案）

1. 保育所・幼稚園・認定こども園等における充実した幼児教育の提供

目標1 保育所・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の充実を図る。

（1）「生きる力」の基礎を培う教育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等においては「生きる力」の基礎を培うため、子どもの発達に沿った内容と方法により様々な体験活動を通して幼児教育の充実を図る。また、幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けて「カリキュラム・マネジメント」の実施を推進する。

（2）幼児教育の質の確保・向上と現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、保育者との信頼関係に支えられた遊びを通しての多様な経験や本市の歴史的文化遺産や自然の中での体験、いろいろな人との関わりの中で、幼児が自己発見及び自己発揮し、自尊心や、意欲、協調性、忍耐力などの非認知的能力を身に付けることができるよう、人的、物的に環境を整えることを推進する。すべての子どもが健やかに成長するよう、保育所・幼稚園・認定こども園等全体で質の向上を図る。

2. 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標2 保育所・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の成果を小学校生活や学習に活かせるよう、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図る。

（1）保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校との連携・接続の強化

① 保育所保育士、幼稚園・認定こども園等教員と小学校教員との連携・協力体制の充実

保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校が連携への理解を深め、幼小の接続が円滑に行われるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校等の関係者による研究協議会を中心に、連絡会等を通して関係者間の交流を行い、協力体制の充実を図るなど、多様な立場にある関係者間の交流活動を推進することを通して互いの連携を深める。

② 幼児と児童との交流の推進

幼児の小学校生活への期待を高め、円滑な接続を図るために就学前の相互間の行事への参加等、幼児と児童との交流活動を推進する。

(2) 保幼小接続を見通した教育課程の編成と教育内容・方法の充実

発達や学びの連続性の観点から、保育所・幼稚園・認定こども園等及び小学校の双方が、幼児教育から小学校教育への移行に配慮したアプローチカリキュラムやスタートカリキュラム等の教育課程編成や指導計画作成についての研究・実践に努める。

3. 保育者（保育所保育士、幼稚園・認定こども園等教員）の資質及び専門性の向上

目標3 社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、保育者の資質及び専門性の向上を図る。

(1) 保育者の研修支援

保育者の資質及び専門性の向上を図るため、国、県、他機関団体等の多様な研修について園へ情報提供を行い、保育者の研修への参加を支援する。

(2) 市主催研修の充実

近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、豊かな幼児の発達を促進する研修を市が主催して、保育者を対象とした研修の充実を図る。

4. 保育所・幼稚園・認定こども園等における家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標4 保育所・幼稚園・認定こども園等が地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすよう、在園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動等を推進する。

(1) 子育て支援活動及び次世代育成支援活動の推進

① 保育所・幼稚園・認定こども園等における子育て支援及び啓発活動の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等が「親と子の育ちの場」となるよう、それらの施設を利用している幼児の家庭に対して、子育て相談や情報提供等の支援を推進する。また、未就園児のいる家庭に対しても、親子登園、園庭開放や子育て相談等の支援を積極的に推進する。さらに、これらの機会を利用して、家庭教育に関する啓発活動に努める。

② 保育所・幼稚園・認定こども園等における次世代育成支援活動の推進

中学生職場体験学習を通して、中学生が保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児と接する機会の提供に努める。また、大学生のボランティア活動を通して、幼児の心身の発達に関する知識や保育について学ぶ機会を提供する。

(2) 保護者や地域の人々に対する幼児教育への理解の推進

幼児教育の重要性や現状について、保護者や地域の人々の理解を推進するため、保護者や地域と連携を図りながら情報提供に努める。

5. 特別な支援及び特別な配慮が必要な子どもに対する総合的な支援の推進

目標5 特別な支援が必要な子どもに、特性に合った適切な支援を行うため、早期発見・早期支援を推進するとともに、乳幼児一人一人の特性や生活環境に応じて、就学後も切れ間のない継続した支援ができるよう、乳幼児期からの一貫した支援体制の充実を図る。

(1) 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援と総合的な支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、個別相談や関係機関へつなぐ等の支援を行うとともに、保育所・幼稚園・認定こども園等へ専門的な助言を行い、乳幼児の健やかな成長への支援と保育所・幼稚園・認定こども園等における受け入れの促進に努める。また、特性に合った適切な支援を行うため、発達支援センター等を拠点とした総合的な支援体制の充実を図る。

(2) 乳幼児一人一人の生活環境に応じた支援体制の充実

障がいのある子どもを養育している家庭、低所得家庭、ひとり親家庭、外国籍家庭など困難をかかえやすい家庭環境にある子どもに対し早期発見に努め、各関係機関と連携し、支援体制の充実を図る。

6. 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標6 家庭や地域社会の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整備する。

(1) 家庭の教育力の再生・向上

① すべての保護者に対する家庭教育の支援

乳幼児期の早い時期から、保護者が家庭教育の重要性を認識し親子の絆を深めるため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。また、家庭の教育力の向上を図るため、子どもを持つ親向けのパンフレットを配布し、家庭教育の大切さについて啓発活動をする。

② 地域社会における家庭教育の支援

子育ての悩み等を抱える保護者に対する育児相談や、地域の子育てサークル、子育てサロン等の保護者を支援する環境づくりを推進する。また、子育て中の保護者が不安や悩みから孤立しないよう、保護者同士が情報交換する場を提供する。

(2) 地域社会の教育力の再生・向上

① 幼児教育を支える地域の人材の育成及び活用

市民参画や市民活動を支援する観点から、講座・研修等によって幼児教育を支える地域の人材の育成を図るとともに、学生、保育や育児の経験者、高齢者等地域の多様な人材を活用し、地域で幼児教育を恒常に支える体制づくりに努める。

地域の人々が子育てに関わり、子どもが多様な経験をするよう環境の整備を図る。

② 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの育つ環境の整備を図るため、地域の人々の力を結集した子どもの安全、安心で多様な学びのできる居場所づくりの普及・定着を推進する。また、子どもを育てる大人の居場所づくりについても普及を推進する。

③ 地域の施設・設備の活用の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等による地域の図書館、コミュニティ・センター、公園等の活用を推進するため、施設の利用方法や事業内容等の情報の提供に努める。